農園利用の基本的な条件

【当該農園の維持管理運営の条件】

当該農園は都市環境の中で継承されてきた貴重な農のみどりであり、農作物の食料供給としての役割だけでなく、災害時のオープンスペース、或いは緑ある良好で質の高い住環境維持の役割を持つなど、多面的な機能を有することが求められている。受託者は上記の位置付けを踏まえたうえで、以下の要件を満たす農園の維持管理運営を履行すること。

〇事業用地面積は、２５７５㎡とする。

〇隣接する区民農園８３５㎡の運営や管理等は別事業者が行う。

なお団体利用区画については、利用団体の農園管理の補助を行うこと。

区民農園についての詳細は以下のとおり。

〇区民農園事業全般

サービス主体者：世田谷区

事業概要：区が小面積の利用区画にわけた農園を開設し区民等に貸付け、野菜・花づくりを通じて土とのふれあいや農業への関心・理解を深めることを目的とした事業。区民のほかに、区内の保育園、幼稚園その他の区規則で定める教育又は福祉を目的とする団体（以下「団体」）も利用の対象としている。

維持管理業務受託者：（株）マイファーム

利用区画面積：１区画あたり約１０㎡

使用料金：１９，５５０円（１年１１か月分、１か月あたり８５０円）

※団体は使用料金免除

〇隣接の区民農園（粕谷２－７－７）

農園名：粕谷二丁目ファミリー農園

区画数：３６区画

団体の区画利用：区内の教育・福祉団体等に対し、一般募集よりも優先的に区画を割り当て、当該団体に区画利用してもらう優先利用枠がある。令和８年８月現在、粕谷二丁目ファミリー農園では２団体で計４区画を使用している。区民農園における団体の区画利用については、２年毎の利用者入替時に順次、増やす予定である。

〇敷地内に木について、伐採することはできない。

〇提案限度額は、運営、農地整備及び農業用施設等の費用を含めたものである。

採用された事業者は、当該予算を用い、運営、農地整備、耕作器具等、提案業務実施のために必要な農具を購入、設置をすること。なお、設置する施設については以下の要件を満たすこと。

【要件】
①農業の耕作若しくは養畜の事業に係る事務所、作業場、倉庫その他の施設を設置する場合、区が指定する場所に設置する物で、面積が約３０㎡以下のものであること。
※ビニールハウスの設置の場合、上記要件は不要。
②建築基準法はじめ関係法令に適合するよう整備すること。

○光熱水費については、原則事業者負担とする。
○水道及び電気の引き込み工事については区が行い、農園内の配管及び配線設備工事等については、事業者負担にて行う。